

## 乙第25号証の4（金銭消費貸借証書）について

昭和47年12月に新規開店した永和信用金庫巽支店と取引していた悪党・杉山常好の紹介で昭和48年2月27日に母親のお金を定期預金750万円、通知預金150万円を預金しました。この時、杉山に谷肇支店長、私の担当係である勝原史郎、代理支店長檜垣安紀を紹介してもらいました。

杉山と永和信用金庫に行ったのはこの日が最初で最後でありましたが、杉山に連帯保証人に依頼もしていないし、なって貰っていませんでした。

私は運悪く定期預金をした直後の昭和48年3月12日に、母親が入院している公道会病院に胆石症で入院しました。入院した時に、谷支店長が5,000円を持参して杉山と見舞いに来てくれました。杉山はその後、私の知らない金伊三雄と一緒に来て、自分が保証するから金伊三雄に10万円を貸してやってほしい、と言うので貸してやりました。

4月12日に病院を退院すると杉山の自宅に電話をして、近所の喫茶店「ビアン」で会うことにしたが、杉山は知人の北村と一緒に来た。杉山に「金伊三雄に貸した10万円はどの様になっているのや」と催促すると「自分が貸したんやから自分で取立てするように」と応えたが、保証人になるからと言ったので見ず知らずの人間に貸したのに、余りにも無責任な事を言うので口論になりました。私はその時、杉山に「おまえとはこれで絶交や」といって完全に決別しました。

母親は昭和48年4月15日、東成区の公道会病院で乳がんの病気で他界しました。実兄である文京植の土地、建物の不動産を担保に金庫から私は借入れをしましたが、絶交をしたはずの杉山が連帯保証人（金銭消費貸借証書乙第25号証の四）に勝手になっているのです。裁判では谷支店長と檜垣は、杉山常好は連帯保証人になっていると証言していたが、絶交中の杉山の名前がそこにあるのは金庫職員が加担して結託しなければならない事であり、私文書偽造、同行使の不法行為であり、谷と檜垣は偽証していた事になる。

昭和49年11月頃に、私の自宅に見知らぬ男女が訪れてきたが、杉山に教えて貰って来たとのことでした。美人の女は雄琴のトルコの女で「これから一緒にトルコに行きませんか」と言うので私は「工作中や」と言って断りました。すると男は「玄関の下駄箱の上に薬を置いておくので使って下さい」と言って、使用する方法まで説明して帰りました。

この結果、それを使用した私は精神状態が不安定になり、叔父が手配して生野署のパトカーで大和川病院に、昭和50年5月20日から40日間入院しました。生野署では事件扱いになりませんでした。

私が覚醒剤を置いて行った男に杉山は何をしていたかと聞くと支店長と数名の職員らと話をしていた。

杉山常好は永和信用金庫職員と仕組んで私をハメる為に見知らぬ雄琴ソープランドの男女2人を私の自宅に来させていたのです。

私が絶交中の杉山常好に覚醒剤を注文もしていないし、このような話をしたこともありません。

薬の料金も支払っていませんし、催促もされていません。

上記の件を判断しても、覚醒剤に手を付けたのは私の大きな損害でもあるし落度であるが、昭和50年5月20日に入院し、40日間の治療で身体は快方になったので退院したのです。

退院してから本格的に調査しましたが調査した結果、私の協力者と弁護士にも裏切られるし、杉山常好と永和信用金庫の組織ぐるみの不祥事件は明白になりました。

これまでに取立手形を金庫に預けておいた手形が不明になったので金庫職員（勝原史郎、立岩正男、檜垣安紀、末益達行）に、「私の手形は羽が生えてどこかに飛んで消えていくのか」と口論になった事がありました。しかし、一応社会的地位のある金融機関である信用金庫だったので口論だけで終わってしまいました。

しかし、いくら考えても腑に落ちないので友人の紹介で村上博志を知り、相談すると、永和信用金庫から取引関係の資料を貰って調査したら良いとの事で、昭和50年1月から金庫から資料を貰い、安東日明と二人で調査をしたら不法行為が発覚したのです。

杉山への支払いに手形を振り出した金伊三雄、古本治三の振出人は、杉山が私の口座で勝手に割引をし、現金を得ている事を知らずに、杉山に依頼返却を頼み、杉山が手形を持って取立てに来た時に現金を渡し、杉山から手形を返却してもらった。従って、私が手形相当金の被害を蒙ったが、私の口座や依頼返却の操作は言うまでもなく永和の職員の関わりがなくては出来ないことである。

杉山と永和信用金庫職員の不法行為が判明したので、村上から谷口弁護士を紹介して貰いました。この時に、谷口弁護士が私に言ったことは、「金伊三雄と古本治三に証人に出て貰うから、二人に証人に呼ぶから」とのことでした。そして、大阪市生野区巽北三丁目の喫茶店「マキ」（現在はありません）で古本治三、金伊三雄を別々に、安東日明と私は村上博志に会わせて証言の再確認を取りました。

しかし、永和信用金庫だけを「詐欺横領罪」で刑事告訴したため、不起訴処分になり、二人は証言台に立つことはありませんでした。

私の質問書に対する谷口弁護士の回答書では、杉山常好の詐欺横領を認めています。インターネットに証拠を掲載しているように、杉山の詐欺横領と金庫職員の私文書偽造、同行使は明白であり、谷口弁護士がその様に訴訟手続を進めていけば「不起訴処分」にはならなかっただろう。

何故そのように導いたのか。谷口弁護士は村上と共謀して永和信用金庫から金を受け取って裏取引をしていたので、刑事告訴は手抜きをし、不起訴になったのです。谷口弁護士が辞任をしたあと後任の弁護士を探していた時に、谷口弁護士が作成した準備書面を見て5名の弁護士が、「法律の専門家が作成したものとは思えない杜撰なもの」と評していました。

後に、谷口弁護士と村上博志が私に300万円づつ和解金として支払った事が、何よりの証拠である。

谷口弁護士は昭和61年8月29日に辞任し、昭和61年10月24日、「後任に藤原猛爾弁護士を選任しました。

藤原弁護士にも、民事裁判敗訴後に意見を伺うと、「杉山常好を詐欺横領で告訴すべきであった。金庫職員5名を私文書偽造、同行使で告訴すべきであった。敗訴になったが永和信用金庫にも責任はある」と、明白に答えていました。

甲第118号証（録音テープ速記録作成 有限会社 大阪速記者）は藤原弁護士の紹介で知りました。録音テープ速記録はあります。藤原弁護士が甲第118号証として裁判所に提出しているのに、杉山が金銭消費貸借証書に何度も連帯保証人になっていないと証言していたが、谷支店長と檜垣安紀は連帯保証人になっていると偽証していた事からしても杉山が詐欺横領をしていたことが判明しますし、金庫職員が私文書偽造、同行使で杉山に加担していた事が判明します。

甲第118号証の件も、杉山を証人尋問しなかった事や谷支店長の暴力団発言を追及しなかった事は、永和信用金庫側の組織と結託し裏取引をしていたからだろう。

追伸

平成5年10月7日

控訴判決の敗訴で一方的に辞任していた藤原弁護士に上告棄却を報告すると、藤原弁護士は「村上博志が一人で勝手に永和信用金庫と交渉して、金を貰って裏取引をした。だから村上を通じて谷口弁護士に事件を依頼したのは吉川の落ち度であった。」と言われる。また、「吉川が杉山常好の紹介で永和信用金庫と取引をしたのも吉川の落ち度であった。」と言われたが、藤原弁護士は、何もかも知っていながら証人尋問をしなかった事は、永和信用金庫と裏取引をしていた証拠である。

村上博志が永和信用金庫巽支店に行き作成した筆跡資料

○乙第12号証（差し替え資料）

村上の書き込み部分は全部削除している。これだけでも永和信用金庫は組織ぐるみの不法行為が判明します。

○甲第24号証

○甲第25号証

○割引手形一覧表（谷口弁護士）

○割引手形依頼人残高帳

○文 京植名義手形貸付一覧表

○吉川アキ子名義手形貸付一覧表

○吉川真二名義手形貸付一覧表

- 当所代手（預かり手形一覧表）
- 他所代手（預かり手形一覧表）

これらは、村上自筆のメモ 乙第38号証と見比べれば村上の筆跡である事がわかる。

藤原弁護士も私に、「村上が金庫から金を貰って書いている」と説明していた。永和信用金庫、同金庫職員、杉山常好、村上博志、安東日明、谷口光雄弁護士そして藤原猛爾弁護士までもが私を裏切り、そして久保井一匡弁護士とその部下6名の脅迫行為、絶対許すことの出来ない悪人どもである。

〈参考資料〉乙第25号証の4

杉山の割り印が無く、また印鑑証明証も添付されていなかった。杉山の署名を想定していなかったので署名スペースも小さい。明らかに金庫職員と共謀して後から書き加えられた事が窺がえる。また、谷口弁護士はこんな重要な書類を裁判で提出する証拠書類から除外していた。金庫と谷口弁護士の結託を物語るものである。

7153

口証番号 12101006

### 金 銭 消 費 貸 借 証 書

昭 和 年 月 日  
49.10.18

和 信 信 用 金 庫 殿

住 所 大阪市東区北2丁目4番2  
借 借 者 (東京) 吉川 真二

住 所 大阪市東区小阪東4丁目4番6  
連帯保証人

住 所 大阪市東区中2丁目4番1号  
連帯保証人 杉山 常好

借 入 金 金 五 百 萬 円 也

1条 (借入要項)

借借者は、別に添入れた信用金庫取引約定書の各条項のほか、この約定を承認のうえ、貸借者から次の要項により前記借金を借受け、確かに受領しました。

1. 借 途	(設備又は運転資金等) 設備資金
2. 借 入 期 限	昭和49年12月20日
3. 借 入 方 法	昭和49年11月20日を第1回とし、以後毎月20日迄に100,000円也宛分納返済し、残高に残額を完済します。
4. 利 息	元本に対して、年11.5%を以て算定しますが、ただし、貸借者に金融情勢の急激な変動等による事由がある場合には、この割合を一般に行われる程度に増減することがあります。
5. 借 入 支 払 方 法	昭和49年10月18日を第1回とし、以後毎月20日迄に1ヵ月分前払いします。
6. 損 害 金	この約定による債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対して、年14.5%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算といたします。